

# 町・県民税、所得税の定額減税と森林環境税の課税開始について

## 令和6年度 町・県民税および令和6年分所得税の定額減税

国の「デフレ完全脱却のための総合経済政策」として、令和6年度分の個人住民税および令和6年分の所得税を対象者1人当たり計4万円減税します。

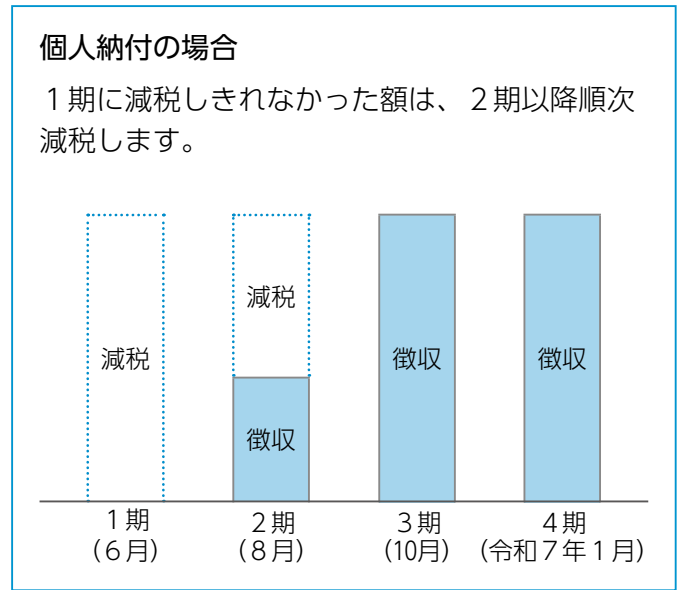
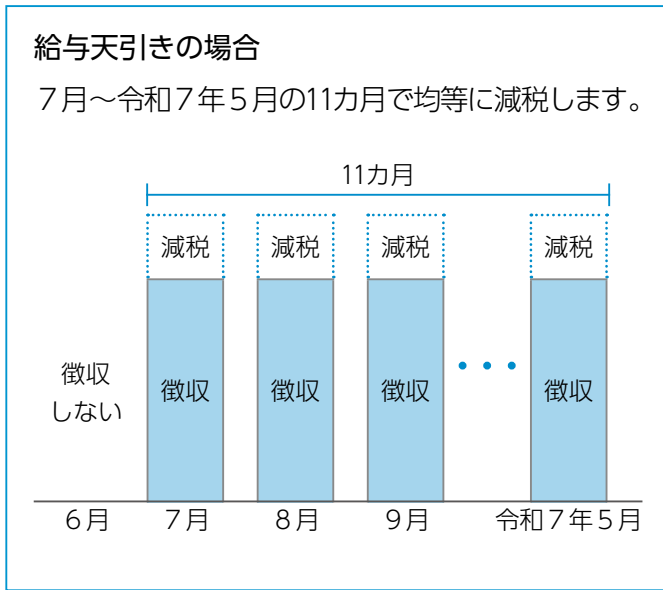
<令和6年度 町・県民税>

☑ 令和5年中の合計所得金額が1,805万円(給与所得のみの場合、給与収入2,000万円)以下の方  
 額 令和6年度の町・県民税の所得割から、納税者と扶養親族1人あたり1万円減税



▲町ホームページ

例) 夫、妻、扶養親族1人 1万円×3人=3万円



<令和6年分 所得税>

額 令和6年6月から納税者と扶養親族1人あたり3万円が減税  
 ※所得税の定額減税制度の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。



▲国税庁  
ホームページ

※令和6年度町・県民税および令和6年分所得税において、  
 定額減税がしきれない方への調整給付金は、後日案内する予定です。

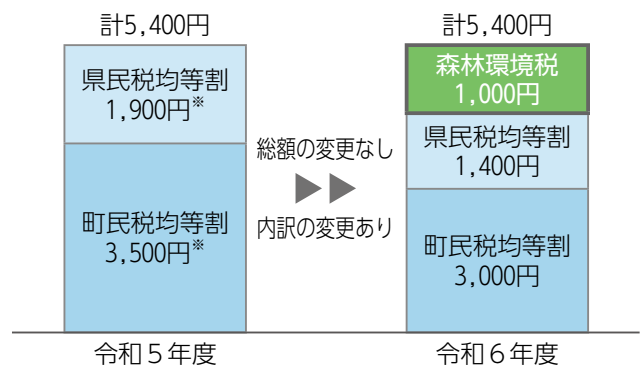
## 今年度から町・県民税に合わせて、森林環境税（国税）の課税

<森林環境税>

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財政を安定的に確保する観点から創設された国税です。

※令和5年度までは、東日本大震災復興基本法に基づいた地方税法の特例による町・県民税への年額1,000円(各500円)が加算されています。

<町・県民税の均等割額>



☎ 税務課 989-5506